

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

【令和 3 年 4 月 1 日現在】

この重要事項説明書は岐阜市指定居宅介護支援等の事業所の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例 第 69 号）に基づき、居宅介護支援提供の契約に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

法人名称	公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター
所在地	岐阜市鶴田町 3 丁目 7 番地 4
連絡先	0 5 8 - 2 4 0 - 1 2 4 5
代表者	理事長 田中 康雄

2. 事業所の概要

（1）事業所の名称、事業所番号等

事業所名	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター居宅介護支援事業所
所在地	岐阜市鶴田町 3 丁目 7 番地 4
連絡先	0 5 8 - 2 4 0 - 1 3 0 6
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援事業（2 1 7 0 1 0 2 0 9 5）
サービスを提供する地域	岐 阜 市 内
管理者名	河尻 しげ子

(2) 同事業所の職員体制

管 理 者	1 名 (兼務・常勤)
介 護 支 援 専 門 員	3 名 (常勤)

(3) 営 業 時 間

平 日	午前 9 時～午後 5 時
休 業 日	土・日・祝日・年末年始【12月29日～1月3日】

※なお、緊急の場合等は携帯電話で24時間対応いたします。

緊急時連絡先 080-2634-4096

3. 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none">・事業所は利用者が居宅サービス等を適切に利用できるような心身の状況、環境、利用者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者や介護保険施設等と連絡、調整を行います。
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none">・シルバー人材センターの介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。・シルバー人材センターは、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 利用料金

(1) 利 用 料

介護保険適応となる方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、引替えにシルバー人材センターから領収書と居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

この領収書と居宅介護支援提供証明書を介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書と共に後日岐阜市介護保険課の窓口へ提出しますと、全額あるいは一定の割合で差額の払戻を受けられます。（償還払い）

(2) 居宅介護支援費及び加算等

居 宅 介 護 支 援 費	要介護 1.2	1,076 単位
	要介護 3.4.5	1,398 単位
	特定事業所加算Ⅲ	309 単位
初回	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成時 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅介護サービス計画を作成時 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅介護サービス計画を作成時 	300 単位
入院時情報連携加算Ⅰ	・病院または診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を入院して3日以内に提供時。	200 単位
入院時情報連携加算Ⅱ	・病院または診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を入院して4日以上7日以内に提供時。	100 単位
退院、退所加算Ⅰイ	・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた時。	450 単位
退院、退所加算Ⅰロ	・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスの方法で1回受けた時。	600 単位
退院、退所加算Ⅱイ	・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で2回受けた時。	600 単位
退院、退所加算Ⅱロ	・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受け、うち1回はカンファレンスによる時。	750 単位

退院、退所加算 (Ⅲ)	・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによる時。	900 単位
通院時情報連携加算	・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録時。	50 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	・病院は診療所の求めにより当該病院又は診療所の医師又は看護師と共に利用者の居宅へ訪問、カンファレンス及び必要に応じて必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整時。	200 単位
ターミナルケアマネジメント加算	・利用者または家族の同意を得て在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対し、死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上在宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供時。 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う。	400 単位
看取り期におけるサービス利用前の相談、調整等の算定	・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護サービスが提供されたと同等に取り扱うことが適当と認められる時。	居宅介護支援の基本報酬

※平成 27 年 4 月からの介護報酬改定で地域区分の見直しが行われ当センターが所在する岐阜市は 6 級地（乙）の地域区分の為 1 単位＝10.42 円で計算されます。

(3) 交 通 費

岐阜市内は無料です。

(4) 解 約 料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(5) そ の 他

お支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、15 日以内にお支払いください。なお、お支払いの際には領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中から選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。シルバー人材センター職員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出下さればいつでも解約できます。

② シルバー人材センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書等で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当「自立」「要支援1・2」と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などがシルバー人材センターやシルバー人材センターの介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所が提供するサービス

(1) 指定居宅介護支援の提供

- ①居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
- ②居宅サービス事業者、医療機関との連絡、調整
- ③ケアプランの実施状況の把握、評価（モニタリング）の実施
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する援助
- ⑦相談業務

(2) 要介護認定調査

(3) 介護予防業務受託

7. 居宅サービス計画の作成について

- (1) 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針、および利用者の希望に基づき作成し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができることを説明します。
- (2) 居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して、入院時に担当介護支援専門員の指名等を入院先医療機関に提供するように求めます。
- (3) 利用者が医療系サービスを希望している場合は、利用者の同意を得、主治医に意見を求め、ケアプランを交付します。
訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題点や服薬状況、介護支援専門員が把握した心身または生活の状況に係る情報を、利用者の同意を得て主治医、薬剤師に提供します。
- (4) 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の生活援助を位置付ける場合、その妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載するとともに、ケアプランを保険者に届け出ます。
- (5) 居宅サービス計画に短期入所生活介護、および短期入所療養介護を位置付ける場合利用する日数が利用者の心身の状況を勘案し、必要と認められる場合を除き、有効期間の半数を超えないように調整します。
- (6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から利用者に説明を行うとともに、以下について介護サービス情報公表制度において公表します。
前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの利用割合と同一事業者によって提供されたものの割合。
- (7) 利用者またはその家族の同意がある場合、サービス担当者介護及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとします。その際、個人情報の適切な取り扱いに注意します。
- (8) 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組みます。
- (9) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

(10) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

(11) 感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

(12) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います

8. サービス内容に関する苦情

(1) お客様相談・苦情担当

シルバー人材センターの居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

事業所相談窓口	窓 口 責 任 者	河尻 しげ子
	受 付 時 間	平日 9 : 0 0 - 1 7 : 0 0 (月～金)
	連 絡 先	電話 0 5 8 - 2 4 0 - 1 3 0 6 F A X 0 5 8 - 2 4 0 - 1 0 5 7

(2) その他

シルバー人材センター以外に、他の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岐阜市役所 介護保険課	受 付 時 間	平日 8 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0 (月～金) 祝日、12月29日～1月3日 を除く
	連 絡 先	電話 0 5 8 - 2 6 5 - 4 1 4 1
岐阜県国民健康保険 団体連合会 苦情相談係	受 付 時 間	平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金) 祝日、12月29日～1月3日 を除く
	連 絡 先	電話 0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 6

岐阜県運営適正化 委員会	受付時間	平日 9:00～17:00 (月～金) 祝日、12月29日～1月3日 を除く
	連絡先	電話058-278-5136

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や利用者の家族に連絡をとり、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに速やかに主治医や利用者の家族、保険者に連絡を行います。

11. 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、あらかじめ文書で得るものとし、

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

-----様（以下、利用者といいます。）と公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（以下、事業者といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対して、介護保険法令の趣旨に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービスなどの提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、利用者に対し契約更新の意思を確認し、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援の担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。また、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める
 - ・当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求める
- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適切に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。
 - 4 居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象とな

るか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者および家族に説明し、文書により利用者から同意を受けます。

5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過の観察、再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等への連絡調整を行います。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、岐阜県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請にかかる援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。（ただし、複写物等の作成に要した実費をいただきます。）
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、

かつ、利用者が希望をした場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1・2と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密、個人情報について正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、事業者では、利用者により適切なサービスを提供するために、利用者や家族から予め文書で同意を得たうえでサービス担当者会議等において、必要に応じて利用者個人の情報を用いることもあります。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ進めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地为管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(契約を締結する場合の確認事項)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び居宅介護支援重要事項説明書の書面に基づいて説明をしました。

私は、契約書及び居宅介護支援重要事項説明書の書面により、事業所から居宅介護支援についての説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	Ⓜ
(家族または代理人)	住所	
	氏名	Ⓜ
	(本人との続柄)

事業者	岐阜市鶴田町3丁目7番地4
	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター
	理事長 田中 康雄
	説明者
	(介護支援専門員)

同意書

(公社) 岐阜市シルバー人材センター居宅介護支援事業所

管理者 河尻 しげ子

1. 個人情報利用について

介護支援サービスは家族・要介護者等の希望・要望・置かれている立場を充分尊重配慮しながら身体的・社会的・環境的諸課題・存在能力等を評価し、各事業所との連携をとり安全且つ効率的に行われていくものです。従って当事業所利用者、ご家族の方々より他機関のサービス利用依頼があった場合、利用可能なサービス種類、各サービスの特徴を本人家族と話し合い決定させていただき、その後決定したサービス機関との連絡調整を図りサービス担当者会議等における情報提供が必要となりますので情報開示をさせていただきます。

2. ターミナルケアマネジメント加算について

末期悪性腫瘍で在宅医療の利用者の場合、ターミナル期に介護支援専門員が通常より頻回に訪問し、状態変化、サービス変更の必要性を把握し、その状況の情報を記録します。把握した心身の状況を主治医やケアプランに位置づけた事業所へ提供し、主治医等に病状等に関する指示を受けます。

令和 年 月 日

利用者 (自筆署名) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(家族または代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

重要事項説明書 別紙1)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

前期	3月1日～8月31日	後期	9月1日～2月28日
----	------------	----	------------

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	35%
通所介護	36%
地域密着型通所介護	9%
福祉用具貸与	65%

- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	シルバー人材センター (27%)	ケアネットリゾン 柳ヶ瀬 (27%)	日タクホーム サービス (7%)
通所介護	ツクイ岐阜金華橋 (13%)	(合) 和流 (12%)	(社福) 高佳会 (11%)
地域密着型通所 介護	(株) まごころ ケアセンター (32%)	松岡整形外科リハ ビリテーション 東金宝町 (13%)	ゆうあいデイ サービス (10%)
福祉用具貸与	(株) 美濃庄 (24%)	(株) ケア (18%)	(株) トーカイ (17%)

上記説明をシルバー人材センター（ ）より受け、同意しました。

年 月 日

氏名 _____